

おろとも、相当の変更が生ずると思われず。例えは現在の督促手数料等、条例に上らせねばならないとか、正襟金の額も変つてくるわけだ、こゝれとありまうと大巾な改正があるものと存じます。

一議長（石川信義君）　こゝにて質疑を略結いたします。

おはよりいたします。議案第六十五号は原案とあり決するに、異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと決めます。よつて議案第六十五号は原案とあり可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第七、福生町の一般職員給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第六十六号も議題に供します。事務局長として議案の相説をいたさせます。

（町田議会事務局長相説）　省略

一議長（石川信義君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊史君）　議案第六十六号「福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は六月の議会でご承認された職員給与の期末手当の支給率の改正でございます。従来は百分の百十五を支給いたしてありましたが、今度、六月十五日から百分の百五十五に改めようとするものでございます。こゝに勤勉手当の百分の二百五十五を加えますと、昨年は百分の百四十五、本年は百分の百八十五というところになります。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

一議長（石川信義君）　こゝより質疑を行います。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）　ふいへて質疑を総結いたしました。

おけりいけません。議案第六十六号は原案どおり決するに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと呼ぶ者が多数と決り、原案ど
おり可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第八議会の議員の報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第六十七号
と議題を併します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

（町田議会事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（藤崎俊文君）　議案第六十七号、議会の議員の報酬及び費
用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明申

しあがります。本案も先般議員各位に支給いたしました期末手当
の支給率の改正でございます。職員と同率に改めようとする
ものでございます。

一議長（石川信義君）　こいさり質疑を終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　こいへて質疑を総結いたします。

おけりいけません。議案第六十七号は原案どおり決するに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと決ります。よつて議案第六十七
号は原案どおり可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第九福新平数料条例の一部を改正する条例
について、議案第六十八号と議題を併します。事務局長として議

案の朗読をいたさせます。

(町田議会議務局長朗読) 省略

一議長(石川信義君)

理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫君)

議案第六十八号「福生町手数料条例の一部改正案

について」の説明申しあげます。本案は土地及び建物に関する証明手数料の改正内容でございます。町民各位が不動産の売買等あるとか、抵当権の設定、あるいは建物保証人が同じような場合に必要となる土地、建物の証明は現在、土地あるいは建物については一件毎にそれだけの手数料を頂たいとしておりますが、言いかえれば、所有者が同一人である場合、一つの証明としても、あるいは所有の証明と役場であれども、均一の五十四、又家屋についても家屋番号が同一である限り一棟の証明としまして、又十棟の証明としましてやはり均一の五十四と頂きたいことになつてい

りますか、その不合理を是正するため、他の市町村になつてしまつて、ここに記載されておりますように、土地については五部まで

五十四で良いが、五部以上の証明が必要な場合は一筆ずつと五十四、家屋についても、家屋番号が同一である一棟と五十四と五十四とそれが増収しようとするものでござります。

本案は九月一日より実施しようとするものでござります。財政的には、これを実施した場合、現在土地や建物の証明が五筆、あるいは五棟を超えかものは、それよりも全体件数の大体五%から八%位までござります。又計算料金は十月までござりますので、手数料の増収というところになります。と種々々々あるものであると承知いたします。むしろ本案は公平の見地から改正するものであつたところを、ご理解をいたし、原案がありご可成りらんことをお願い申し上げます。

一議長（石川信義君）

二いさり質疑をを行います。

（質疑なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

二いさり質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第六十八号は原案どおり決す方のご賛
議ありませんか。

（賛成なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

ご賛成なしと認めます。よつて議案第六十八

号は原案どおり可決いたします。

一議長（石川信義君）

日程第十羽村福生衛生組合規約の一部を改正

する規約についで議案第六十九号も議題に供します。事務局長
として朗読させていただきます。

（羽村福生衛生組合規約） 暫略

一議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊次君）

議案第六十九号羽村福生衛生組合規約の一部を改

正する規約についで説明申し上げます。羽村福生の協同事業
にあつては仮理場建設につきましては、そろそろ全員協議会
等のご審議をいただくのがよろしく、八月六日の全員協
議会でご審議をいただくのとわりの線で、その翌日の
七日、一部事務組合議会の全員協議会で決定を見、又処理
方式の点についてもその後、綜合貿易株式会社と交渉を重ね
た結果、見限り価格が五百石処理で、本工事の方が一億三千
四百五十万円、それから事務所、倉庫、敷地の道路整備等の
付帯事業が千三百万円、合計一億四千六百五十万円という見積
りを出して、その中で、結果的には契約金額は付帯
工事費も含めて一億四千六百万円に決定をいただく次第でござい
ます。又本年度必要の経費は計上経費が三百七十万円ござい

まず、この羽村福生町町の割り振りについても、均等割、人口
割の半々ということに決定をせよ、後に工程の事、一般会計
の集計等に福生町の負担分として経常経費の計上を認め
しておろすのでございませうか、本果はさうとは別に、し尿処理場の
建設予定地の当初の計画よりも東側に約八百米より少しの関係
から、羽村町からは是神処理場のあり地区、川崎の議員を一人組合
議員にないなければならぬから福生、羽村両町とも一人づつ増員
させてほしいという提案が羽村からなされたわけがございませう。
その点についていろいろ協議した結果、くどいよう議題となつており
まず規約改正案を両町でおさうという事になったのでござい
ませうか、ご承知のように入部事務組合議員三人は羽村、福生両町か
ら五人づつ計十人でございませうか、両町で六人づつの十二人とし
ようとすものでもございませう。羽村との工程関係もございませうの

ようしくご審議の上、ご可決あらんことを切にお願ひ申しあげます。
一議長 石川信義君 二はいより質疑と行います。

二番 山下幸三君 羽村町の立場として、特に今回東側に八百米ほ
どふたという事とから、地元の議員を一人ふやしてくれという点
も十分含んだ上で承えて下さうと、一部事務組合の内容にかり
もおそらく今後、建設する段階にかりても車輛の運搬等専
用化も生ずるものがあると思ひますので、さういう点、地元の声
も相当加味した上のものであると思ひますので、さうした点も承え
合せて送る願ひなにと承えます。

二十五番 高橋千春君 一名増員については、私も賛成するものでござ
いますか、大した事でも福生本委員会の側へ、二人が良いのではない
かという意見も出されたが、その時は助役は、羽村も五人だから
という事とをばつたり言つたわけだ、又地元が一人だからという

ことをすか。その当時、地元の議員も入つてゐたと思つてゐます。その
点、羽村町に二名お入りすが、マツタケはなかつたかと思ひます。かそ
の点、お願ひをいたします。

一 助役(後崎俊夫君)

久松の事、誠に申し訳ないと思ひます。

当時、一部事務組合を作つて、ついで羽村町と協議した時は、福
生は六名果を主張したわけですが、羽村町では正副議長と
三常任委員長の五名が適正だから是非福生も同調して、とい
うことで、福生としても協賛せ、羽村に求めた関係もあつたとい
ふので、ついでには羽村に同調したわけですが、実際に羽村
町にお入りして、その五名のうち三常任委員長の線が、おの、けつて
よく議長と厚生委員長が、この厚生委員長さんか地元から出
ておられるか、しかし地元としてゐるべく、厚生委員長とい
う立場で、おつたわけ、あとの三名は三常任委員会から一名

づつ是れをさうで、けつて一名増員という点について同
調していませんと、羽村に土地を提供する関係から、いろいろ問題
があるように聞かれてあります。

一 議長(石川信義君)

二、いへば復讐を、お話しします。

おはかりします。議案第六十九号は、原東とあり、決すから
ご賛成をいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

一 議長(石川信義君)

ご賛成を、お話しします。

上つて議案第六十九

号は、原東とあり、可決いたします。

一 議長(石川信義君)

日程第十一、羽村、福生衛生組合、議案、議員の選挙

について議題に供します。事務局長としてお話しさせていただきます。

(羽村議長、事務局長、朗読) 省略

一 議長(石川信義君)

本件については、久松の事、六十九号、議案、ご議

決まりのくさすおしん衛生組合規約の部改正に基き、機会より
一を提出することになつておられます。従つてこの選挙については
地方自治法第百十八条第三項の規定により指し示す送付に
したいと思ひますか、それとも異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 異議無きと認め、さう決定いたしました。
おはかりいたします。指し示す送付はどのような方法がよろしいか
でしょうか。

一、二番（山下幸三君） 本件については、厚生委員会関係が強いので、厚
生委員から送付願ひしたいと思います。

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま三番議員より
厚生委員の中へ提出したかどうかというので発言がありまし
たが、そのようにとりかはらせておくことに、異議ありませんか。

んか

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 異議なしと認め、さう決定いたしました。
送付願ひの間、暫時休憩いたします。

午前十時 三十二分 休憩
午前十一時 五十六分 開議

議長（石川信義君） 休憩前に引き続きの会議を行います。

休憩中に提出願ひした委員について、厚生委員長より報告願ひす
す。

一、十四番（吉田清君） 委員会に於いて慎重審議した結果、中西
議員と決定いたしましたので報告いたします。

議長（石川信義君） ただいま委員長から報告がありましたとおり
中西議員と本組合議員の当選と定めたいと思ひますか、それ

に「異議ありませんか」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

「異議なし」と決めます。さうで羽村、福生、衛生組合議員は中西議員と決定いたしました。

一議長（石川信義君）

おはかりいたします。日程第十八を審議する前に、先程議令運送委員長から報告がありました。昭和二十七年年度福生町歳入歳出更正予算案に異議があります。日程第十七及び十八を先議したいと思っております。これに「異議ありませんか」。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

「異議なし」と決めます。さう決定いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第十八福生町中央商店会水銀灯設置に関する請願書、請願第五号も議題に供します。本件については建設

委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

一、二番山下幸三君

二指丸くすりまして請願審査報告を申しあげ

ます。

（請願審査報告書朗読） 省略

一議長（石川信義君）

これより委員長報告を行います。質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

「異議なし」と決めます。おはかりいたします。請願第十七号は委員長報告のとおり決するに「異議ありませんか」。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

「異議なし」と決めます。さうで請願第六号は委員長報告のとおり可決いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第十八福生町中央商店会水銀灯設置に関する請願書、請願第六号も議題に供します。本件については

建設委員会に審査を付託してあり、本年の、本委員長から報告願
います。

一、二番（山下幸三君） 指摘より、ご報告申しあげます。

（請願審査報告書附説）省略

一、議長（石川信義君） 二、より本委員長報告に、さうな質疑を、行います。

（異議なしと呼称あり）

一、議長（石川信義君） 二、より質疑を、終結します。

おはかりします。請願第六号は、本委員長報告の通り決す方に
ご異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一、議長（石川信義君） ご異議なしと決ります。さうな請願第六号は
本委員長報告のとおり可決します。

一、議長（石川信義君） 日曆第十三、昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正

予算案、議案第七号を議題に供します。局長をして議案の
朗読を、させます。

一、二番（大久保一郎君） 朗読を省略して、大久保より予算の内容を説

明を願います。

一、議長（石川信義君） 大久保より大久保議員より朗読を省略し、大久

保より理事長から提案理由の説明を願いたいということですが、

さうなとりは、かうなことに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一、議長（石川信義君） ご異議なしと決ります。とりは、かうなせてい

たか、さうな。理事長から提案理由の説明を求めます。

一、助役（藤崎俊次君） 議案第七号、昭和三十一年度第四回一般会計

追加更正予算案について、ご説明申しあげます。今日の補正予算案

は、かねて懸念が、ござります。役場の事務改善に要します。経費、普

